

用語説明（五十音順）

用語	説明
IoT	Internet of Things（モノのインターネット）の略。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表した語。
あいちオレンジタウン構想	団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据えて、地域で暮らし、学び、働く人々が、「認知症に理解の深いまちづくり」に「じぶんごと」として取り組む社会の実現を基本理念として、2017年9月に策定。
あいち介護サポーターバンク	介護に関する基本的な研修を受講いただいた方を登録し、介護周辺業務を担うボランティアとして、派遣を希望する介護事業所とのマッチングを行う人材バンク。
愛知県福祉人材センター	愛知県知事の指定を受け、愛知県社会福祉協議会に設置。社会福祉従事者の資質の向上及び社会福祉人材の養成確保に関して、研修や養成講座の企画及び実施、就業の相談援助等を行っている。
愛知県要保護児童対策協議会	保護を必要とする子どもや、支援を必要とする子ども・妊婦・家庭への適切な支援を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う協議会。
あいち障害者雇用総合サポートデスク	国と一体となって、地域の障害者就労支援機関と連携し、障害者雇用に取り組む企業を支援する相談窓口。2019年5月に開設。
あいちシルバーカレッジ	高齢者（満60歳以上）を対象に学習の場を提供することにより、自らの学習意欲を助長し、個人としての自立を促し、生きがいをづくりや地域リーダーの養成を図るため、愛知県が1991年度より開講している講座。
あいちひきこもり地域支援センター	各都道府県及び指定都市が設置するひきこもりに特化した専門的な相談窓口としての機能を有するセンター。愛知県では、平成22年度に県精神保健福祉センターを位置付けている。
医師の時間外労働規制	2024年4月1日から上限規制が適用される。診療従事勤務医の時間外労働の上限は年960時間、月100時間以内が原則（A水準）であるが、地域医療の確保のためやむを得ず医療機関を特定し決定する暫定的特例水準が適用される場合は、年1,860時間、月100時間（B水準）となる（B水準は2035年度末までに解消予定）。
1次救急医療体制	休日、夜間において、外来の救急患者への医療を提供する体制であり、休日夜間診療所又は在宅当番医制による医療提供体制が、市町村の広報等により周知されている。
インクルーシブ教育システム	人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。
SDGs 未来都市	SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として選定されるもので、本県は2019年7月に内閣府より選定されている。
オレンジリボン・キャンペーン	毎年11月の児童虐待防止推進月間に、「子どもの虐待防止」の象徴であるオレンジリボンの啓発を通じて、保護者や県民に児童虐待問題や相談先の周知等を行うキャンペーン事業。
通いの場	介護予防を推進するため、様々な活動を通じて仲間と楽しんだりリフレッシュしたりと、日々の生活に活力を取り入れてもらうために地域の高齢者が集う場。
完結出生児数	結婚持続期間（結婚からの経過期間）15～19年夫婦の平均出生子ども数であり、夫婦の最終的な平均子ども数。
看護研修センター	看護職員の継続教育を推進する拠点として総合看護専門学校内に看護研修部門を設置し、看護教員等指導者の養成や新人看護職員合同研修、看護職カムバック研修など実施している。

用語	説明
がん診療連携拠点病院	全国どこに住んでいても質の高いがん医療が受けられるよう、地域ごとに厚生労働大臣が指定した病院。指定病院は、がん診療の内容、医療従事者、設備、情報提供・相談体制など一定の基準を満たしている。
感染症指定医療機関	感染症法の規定による感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定するもの。
矯正施設	刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院。
居住支援法人	住宅セーフティネット法に基づき、住居確保や入居後の見守り等の居住支援を行う法人として、都道府県が指定するもの。
健康経営	従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること。
健康づくりリーダー	健康づくりに理解と関心のある県民を広く募り、登録研修会を経て、健康づくりリーダーとして登録しているもの。健康日本21あいち新計画推進の担い手として、地域における健康づくりの推進に寄与している。
県障害者虐待防止・差別解消推進協議会	地域における障害者虐待防止及び障害を理由とする差別の解消を推進するため、様々な関係機関が、障害者虐待並びに障害者差別に関する相談及び相談事例に係る情報の共有・協議を通じて、各自の役割に応じた事案解決や類似事案の発生防止など、地域の実情に応じた取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして組織している。
県障害者権利擁護センター	障害者虐待防止法第36条に基づく都道府県の機能。市町村が行う障害者虐待対応についての連絡調整や情報提供、助言などを行う。また、障害者が働く職場で発生した虐待については、直接、通報や届出などを受け付ける。
県保育士・保育所支援センター	保育士資格を持ちながら、保育所等で就労していない潜在保育士の再就職支援や保育所の人材確保の支援等を行う施設。
高次脳機能障害	頭部外傷、脳血管障害等による脳の損傷の後遺症として、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害が生じ、これに起因して、日常生活・社会生活への適応が困難となる障害のこと。
高次脳機能障害支援拠点機関	高次脳機能障害に対する専門的な相談支援や普及啓発を行うことにより、支援体制の整備を図る機関であり、都道府県知事がその指定を行っている。
子育て支援員	地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する方で、国の定める研修を修了した方。小規模保育等の保育分野や放課後児童クラブ、地域子育て支援など、子ども・子育て分野に従事することが期待される。
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズにワンストップで対応するための拠点。
子育てネットワーカー	乳幼児から小中学生を持つ親の子育てについて、地域で気軽に相談に応じたり、子育てグループや子育てサークルの活動を支援したりするボランティア。
子どもが輝く未来基金	すべての子どもが輝く未来の実現に向けて、子どもの貧困対策を更に充実・強化するため、県民からの寄附の受け皿として2019年3月に創設したものの。
子ども家庭総合支援拠点	2016年改正児童福祉法において、市町村が児童等に関する支援（実情の把握、情報提供、調査、指導、関係機関との連絡調整）を一体的に担うための機能を有する拠点の整備に努めることとされた当該拠点を指す。
子どもの貧困率	貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）に満たない17歳以下の子どもの割合。
サービス付き高齢者向け住宅	高齢者住まい法に基づき、バリアフリー構造で一定の面積・設備をそなえ、状況把握・生活相談サービス等が提供される住宅を都道府県等が登録するもの。

用語	説明
災害拠点（精神科）病院	自家発電装置や衛星携帯電話等の通信手段等の災害時に必要となる設備や、重症患者の救命医療や広域対応、精神科においては措置入院等の精神科医療を行うための機能等を備え、災害時に中心的な役割を果たす医療機関。
災害派遣福祉チーム（愛知DCAT）	社会福祉士、介護福祉士、ホームヘルパーなどの福祉専門職、社会福祉施設等の介護従事者等で一定の研修を受けた者をチーム員として登録し、原則、災害救助法が適用となる大規模災害発生時に、4～6名程度でチームを編成し、避難所で支援活動を行う。
里親支援専門相談員	子どもと里親の側に立って里親等委託の推進と里親等支援を行う専任の職員とし、児童相談センターの児童福祉司や里親等相談支援員と分担連携して、定期的な家庭訪問を行うほか、施設機能を活かした支援を含め、里親支援を行う。また、児童相談センターの会議に出席して、情報と課題を共有する。
里親養育支援児童福祉司	「児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令」において、里親養育支援の業務を行う児童福祉司（「里親養育支援児童福祉司」）を各児童相談所に配置するよう定められた。
市町村支援児童福祉司	市町村支援の業務を行う児童福祉司で、児童福祉法施行令において、当該都道府県内の30市町村ごとに1人の配置が定められている。
市町村障害者虐待防止センター	障害者虐待防止法第32条に基づく市町村の機能。障害者等から障害者虐待に関する相談を受け付ける。また、家庭や職場、障害者福祉施設などで障害者虐待を発見した人からの通報や、虐待を受けている障害者本人からの届出を受け付ける。
若年性認知症	65歳未満で発症した認知症
周産期母子医療センター	妊娠・出産から新生児にいたる高度専門的な周産期医療を提供する医療機関。ハイリスク分娩等重篤な場合に対応し、医療圏単位で整備される地域周産期母子医療センターと、最重篤な場合に対応する総合周産期母子医療センターがある。
重層的支援体制	市町村において、包括的相談支援事業、地域づくり事業、多機関協働事業等を一体的に実施する、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制。
小1の壁	子どもが小学校に入学すると、保護者がこれまで勤めてきた仕事を辞めざるを得ない状況となること。
障害者基幹相談支援センター	市町村が設置する地域における相談支援の中核的な役割を担う機関で、相談機能、権利擁護・虐待防止、地域移行支援・地域定着支援等の役割を持つ。
障害者就業・生活支援センター	就業面・生活面からの一体的な支援（就業・生活両面にわたる相談・助言、職業準備訓練・職場実習のあっせん、関係機関との連絡調整）を行うことにより、その雇用の促進及び職業の安定を図る機関であり、都道府県知事はその指定を行っている。
障害者職業能力開発施設	身体又は精神に障害がある者等に対して能力に適応した職業訓練を行うための施設
障害者福祉減税基金	重症心身障害児者が身近な地域で医療や療育の支援を受けられる体制づくりを行うため、個人県民税均等割減税の所要額に相当する30億円を「障害者福祉減税基金」として積み立て、医療型障害児入所施設等の整備に対する財源に充てる。
小規模多機能型居宅介護	地域密着型サービスのひとつで、小規模な施設への「通い」を中心に、「訪問」「泊まり」を組み合わせた形態で、顔なじみの職員から介護サービスを受けることができる。
職員対応要領	行政機関等の職員が、「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」について適切に対応するために、事務・事業を行うに当たって遵守すべき事項を服務規律の一環として定めたもの。

用語	説明
自立支援協議会	相談支援事業を始めとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として地方公共団体が設置する（障害者総合支援法に基づく努力義務）。なお、「自立支援協議会」という名称は、現在は法に規定されたものではなく、地方自治体における固有名称となっている。
シルバー人材センター	定年退職後などの高齢者に、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を提供することにより、生きがいの充実や社会参加を援助する組織。
シルバーハウジング	住宅施策と福祉施策の連携により、公営住宅等において、手すり設置、段差の解消、緊急通報システム等、高齢者の生活特性に配慮した設備・仕様を備える住宅を整備し、入居高齢者に対する日常の生活指導、安否確認、緊急時における連絡等のサービスを提供する生活援助員を配置している住宅のこと。
スクールソーシャルワーカー	社会福祉士等の資格を有し、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う者。
成年後見制度	判断能力が十分でない者（認知症高齢者・知的障害者・精神障害者など）を保護するための制度で、法定後見制度（後見・保佐・補助）と任意後見制度に分けられる。法定後見制度では、本人や家族などからの申立てによって、家庭裁判所が後見開始の審判を行い、本人を援助する人として成年後見人等を選任する。
society5.0	内閣府の第5期科学技術基本計画において、我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された。狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）」とされる。
第4次産業革命	蒸気機関による工業化（第1次産業革命）、電力による大量生産（第2次産業革命）、情報通信技術革命（第3次産業革命）に続くもので、ビッグデータやIoT、AI、ロボット等に代表される技術革新。
地域医療介護総合確保基金	都道府県が計画した、医療及び介護の総合的な確保に関する目標を達成するために必要な事業（病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進等）に要する経費を支弁するため、消費税増税分を活用して、都道府県に設置する基金。
地域生活支援拠点	グループホームや障害者支援施設、基幹相談支援センターなどを拠点として、障害のある人が地域で生活するため必要となる支援（①相談支援、②短期入所など緊急時の受け入れ・対応、③地域生活を体験する機会・場の提供、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）の機能を併せ持った施設で、市町村が単独あるいは共同で整備する（拠点施設を設けず複数機関に機能を分散する面的整備型もある。）。
地域生活定着支援センター	矯正施設退所後直ちに福祉サービス（障害者手帳の発給、福祉事業所への入所等）につなげるための準備を、各都道府県の保護観察所と協働して実施する機関。各都道府県に1か所は設置されている。
地域包括ケア評価指標	市町村の「地域マネジメント（PDCAサイクルを回していくこと）」を支援するとともに、県による必要な支援を明確化することを目的とした全県的な評価指標のこと。2019年10月に完成版を策定。
地域包括支援センター	介護予防ケアマネジメントを始め、保健・医療・福祉に関する総合相談や権利擁護業務など多様な業務を実施する施設。
地域密着型サービス	介護が必要になっても住み慣れた地域で生活が継続できるように、地域ぐるみで支援する介護保険サービスで、市町村が事業所を指定し、その地域に住民票のある人が利用できる。

用語	説明
通級指導教室	学校教育法施行規則第140条及び第141条に基づき、通常の学級に在籍する児童生徒が各教科等の指導を主として通常の学級で受けながら、障害の状況等に応じた特別な指導を「通級指導教室」といった特別の場で受ける特別支援教育の一つの形態。
DV	「ドメスティックバイオレンス(domestic violence)」の略語。一般的には配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からの身体に対する暴力、またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	地域密着型サービスのひとつで、介護職員と看護師が連携をとり、24時間切れ目なく訪問介護や訪問看護を受けられるサービスで、定期的な訪問や、緊急時は通報や電話などで随時対応を受けることができる。
デジタルトランスフォーメーション	将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して、内部エコシステム（組織、文化、従業員）の変革を牽引しながら、新たなビジネスモデルを創出・柔軟に改変すること。
登録里親	児童福祉法に基づき、4人以下の要保護児童を養育することを希望し、本県の里親名簿に登録等された者（名古屋市を除く）。里親の種類は養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親。
特定健康診査	40歳から74歳までの人を対象（65歳から74歳の後期高齢者医療被保険者である障害者を除く）とした、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームを発見するための検査。
特定行為研修	看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図るための研修であって、特定行為区分ごとに特定行為研修の基準に適合している。
特定保健指導	特定健康診査で該当者及び予備群と判定された人々などに特定保健指導を実施し、リスクに合わせて食生活や運動習慣、禁煙などの生活習慣改善のための支援を行う。
ナースセンター	看護師等の人材確保の促進に関する法律に基づき設置し、看護職員の確保を図るため、看護師等就業促進事業や看護に関する啓発活動、訪問看護支援事業などを実施。
2次救急医療体制	救急隊及び第1次救急医療を担う医療機関からの要請に応え、入院又は緊急手術を要する救急患者に医療を提供する体制であり、病院群輪番制病院（休日、夜間に当番で診療に当たる病院）が救急患者を受け入れている。
2次・3次救急医療機関	第2次救急医療施設は入院又は緊急手術を要する救急患者の医療を担当する医療機関。 第3次救急医療施設は、脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷その他特殊診療部門（熱傷、小児、中毒等）における重篤救急患者の救命医療を担当する医療機関。
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者のうち、判断能力が不十分な方に対して福祉サービスの利用援助等を行うことにより、自立した地域生活を送れるよう支援する。
認知症カフェ	認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場。地域の実情に応じて様々な実施主体・方法で開催されている。

用語	説明
認知症疾患医療センター	認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して生活するための支援の一つとして、都道府県及び政令指定都市が指定するもので、保健・医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、地域における医療機関等の紹介、周辺症状への対応等についての相談などを行う専門医療機関。
認知症地域支援推進員	市町村に配置し、地域の支援機関間の連携づくりや、認知症カフェ・社会参加活動などの地域支援体制づくり、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を実施。
パートナーシップ制度	各施策の趣旨をご理解いただいたり、取組を行う民間事業者（企業・法人・団体等）を、県がパートナーとして登録し広く公表することで、施策の普及啓発や機運の醸成を図る仕組み。
8050問題	「80代の親と50代の子」を意味し、ひきこもり状態の長期化により本人や親が高齢となり、本人・家族の健康問題や親の介護、世帯の生活困窮など複合的な課題を抱えながらも支援につながらず地域から孤立する問題。
8020運動	80歳でも20本以上の自分の歯を保ち自分の歯で食べる楽しみを味わい、心豊かに明るく話し、笑える毎日を過ごそうという趣旨の運動。
PICU	小児集中治療室（Pediatric Intensive Care Unitの略）
ファミリーホーム	社会的養護が必要な子どもを、相当の経験のある養育者の住居（ファミリーホーム）において養育を行う事業。
福祉実践教室	愛知県内の小・中・高校生を対象に、市町村社会福祉協議会の主催で実施している教室。地域で暮らしている障害者や高齢者等との交流を通して、地域の福祉課題や生活課題に気づき、日常的な実践活動へと広げていくこと目的としている。
福祉避難所	高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する要配慮者のために、特別の配慮がなされた避難所。
放課後子ども教室	放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての子供たちの安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供するもの。
放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る施設または事業そのものを指す。
保健医療活動チーム	災害派遣医療チーム（DMAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム。
保護観察所	犯罪をした人や非行のある少年に対し、社会の中で更生するように、指導（指導監督）と支援（補導援護）を行う法務省の機関で、地方裁判所の管轄区域ごとに置かれている。
無医地区	医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区。
やさしい日本語	普段使われている言葉を外国人にもわかるように配慮した、簡単な日本語のこと。

用語	説明
ヤング・ジョブ・あいち	職業適性診断、職業相談、職業紹介、キャリアコンサルティング等の就業関連サービスをワンストップで提供する、愛知県と愛知労働局が連携して運営する若者の就職総合支援施設。
隣保館	社会福祉法に基づく隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うもの）を実施する施設。社会調査及び研究事業、相談事業、啓発・広報活動事業等を行う。